

学校法人夙川学院 組織規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人夙川学院（以下「学院」という。）、神戸教育短期大学（以下「短期大学」という。）、夙川学院ソレイユ認定こども園及び神戸教育短期大学附属八尾ソレイユ認定こども園（以下「こども園」という。）並びに夙川学院プチソレイユ保育園（以下「保育園」という。）の組織について定める。

(教職員)

第2条 学院、短期大学、こども園、保育園に、教員、研究員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 この規程に基づく事務分掌及び事務処理については別に定める。

第2章 学院の事務組織

(法人事務室)

第3条 学院に、法人事務室を置く。

(法人事務室長等)

第4条 法人事務室に、法人事務室長、事務室次長、事務室長輔佐を置く。

2 法人事務室長は、理事長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 法人事務室次長は、法人事務室長を補佐し、それぞれその所掌事務を掌理する。

4 法人事務室長輔佐は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、それぞれその所掌事務を掌理する。

(宗教部)

第5条 学院に、宗教部を置く。

(宗教主事)

第6条 宗教部に、主事を置く。

2 宗教主事は、理事長の命を受け、所掌業務を掌理する。

第3章 学院の教育研究組織

(短期大学)

第7条 短期大学に、次の学科を置く。

こども学科

2 こども学科の運営については別に定める。

(学長)

第8条 短期大学に、学長を置く。

2 学長は、短期大学を代表し、短期大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副学長)

第9条 短期大学に、副学長を置く事ができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学科長)

第10条 短期大学の学科に学科長を置く。

2 学科長は、学長の命を受け、学科に関する校務をつかさどる。

(付属施設等)

第11条 短期大学に次の付属施設等を置く。

図書館、幼児教育研究所、学務センター

(図書館長)

第12条 図書館に、図書館長を置く。

2 図書館長は、学長の命を受け、図書館の所掌業務を掌理する。

(研究所長)

第13条 研究所に、研究所長を置く。

2 研究所長は、学長の命を受け、研究所の所掌業務を掌理する。

(学務センター長)

第13条の2 学務センターに、学務センター長及び学務センター長補佐を置く。

2 学務センター長は、学長の命を受け、学生の入学、教育、学生生活、卒業、就職等学務センターの所掌業務を掌理する。

3 学務センター長補佐は、学務センター長を助け、その命を受けて所掌業務をつかさどる。

(園長)

第14条 こども園及び保育園に、園長を置く。

2 園長は、こども園及び保育園を代表し、こども園及び保育園の園務をつかさどり、所属教職員を統督する。

(副園長)

第15条 こども園に、副園長を置く事ができる。

2 副園長は、園長を助け、園長の命を受けて園務をつかさどる。

(主幹保育教諭・主任保育士)

第16条 こども園に主幹保育教諭を置く。

2 保育園に主任保育士を置くことができる。

3 主幹保育教諭及び主任保育士は、園長の命を受け、所掌園務をつかさどる。

(教員・保育教諭・保育士)

第17条 短期大学に教員を、こども園に保育教諭を、保育園に保育士を置く。

2 短期大学は、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

3 短期大学は、必要に応じて特任教員、非常勤講師、客員教員を置くことができる。

第4章 事務組織

(短期大学事務室)

第18条 短期大学に、事務室を置く。

(短期大学事務室長等)

第19条 短期大学事務室に、短期大学事務室長、事務室次長、事務室長補佐を置く。

2 短期大学事務室長は、学長の命を受け、所掌事務を掌理する。

3 短期大学事務室次長、事務室長補佐は、短期大学事務室長を補佐し、それぞれその所掌事務を掌理する。

(こども園・保育園事務室)

第20条 こども園及び保育園に、事務室を置く。

(こども園事務長)

第21条 こども園事務室に、こども園事務長を置くことができる。

2 こども園事務長は、園長の命を受け、所掌事務を掌理する。

第5章 学院の委員会等

(委員会等)

第22条 学院に関する重要事項の調査審議と円滑な運営のため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

2 学院の委員会等については、別に定める。

第6章 短期大学・こども園の委員会等

(教授会)

第23条 短期大学に、教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(短期大学の委員会等)

第24条 短期大学に、短期大学の教育に関する重要事項について調査審議するため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

2 短期大学の委員会等については、別に定める。

(こども園及び保育園の委員会等)

第25条 こども園及び保育園に、こども園及び保育園の教育に関する重要事項について調査審議するため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

2 こども園及び保育園の委員会等については、別に定める。

(改 廃)

第26条 この規程の改廃は、理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2022年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、2026年4月1日から施行する。